

令和4年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年5月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号2番 越阪部勲委員、3番 越阪部一委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いた

します。

申請番号1番、所在地は北野三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は874平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に農業用施設を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字神米金字飛鳥野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,981平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は障害福祉施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け障害者支援施設を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は所沢新町です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,032平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場の敷地拡張をするものです。総敷地面積は4,108平方メートルになります。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号3番、所在地は大字上安松字稻荷上です。登記地目は畑、現況地目は宅地です。面積は124平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は売買による所有権移転で

す。農地区分については都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け自己用住宅を建築するものです。なお、今回は隣接地の宅地を含めた建築計画であり、総敷地面積は150平方メートルとなります。

申請番号4番、所在地は大字下新井字北程久保の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,305平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は障害福祉施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、ガス管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け障害者支援施設を建築するものです。

申請番号5番、所在地は大字日比田字清身場の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,225平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は障害福祉施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け社会福祉事業施設を建築するものです。

以上の5件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほ

どお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

委員： 今回、福祉施設の建設が多いのですが、第1種農地でも福祉施設であれば建築が可能なのでしょうか。

事務局： 第1種農地の不許可の例外として社会福祉事業に該当している場合は許可が可能となります。ただし、老人ホームの様に居住施設となる建築物の建築については農地法上は許可は可能となりますが、所沢市の開発基準では認められていませんので建築はできません。

委員： 道路の幅員の基準はありますか。

事務局： 農地法上は道路幅員の基準はありませんが、所沢市の開発基準で、幅員6メートル以上で通り抜けの道路に接道していることが条件となっています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号5番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は660平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて10,417平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて1,913平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は1,071平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて5,315平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、

契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は4,016平方メートルの内2,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて839平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間です。

以上の6件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。
申請番号2番、3番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号2番、3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番、3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番及び3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番及び3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番、5番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号4番、5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番、5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番及び5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号4番及び5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番につきましては、議席番号16番 本橋与志喜委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。申請番号6番終了後に入室、着席をしていただきます。

（本橋委員退席する。）

それでは申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番は終了したため、議席番号16番 本橋与志喜委員の入室を認め
ます。

（本橋委員着席する。）

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は2,081平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年6月1日から令和6年3月31日までの1年10か月です。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、24件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第3条の規定による許可の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項6 農地法第5条の規定による届出書の取下願について」は、1件の取下願がありました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、4件の届出がありました。

以上です。

議長：以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。